平成２４年（フ）第３３３号
群馬県前橋市富士見町横室577番地１
債務者　飯嶋美沙子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３８号
群馬県佐波郡玉村町大字飯塚244番地３　ミレニアム・カゴダ102号室
債務者　田村　光弘
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４６号
群馬県伊勢崎市山王町1075番地２　市営住宅1573
債務者　石田　美穂
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
群馬県前橋市南橘町１番地15　41―Ａ棟１―11号
債務者　宮地たつ子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５１号
群馬県前橋市朝倉町24番地　ドリームエリアＢ―101号
債務者　多胡　　泉
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５５号
群馬県伊勢崎市福島町116番地３
債務者　野添　康一
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５６号
群馬県前橋市大友町２丁目29番地８　セントラルマンション501号
債務者　山﨑　宏之
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５８号
群馬県前橋市駒形町1610番地11
債務者　外丸　雅美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６４号
群馬県伊勢崎市長沼町616番地６
債務者　金城ミゲルこと　ＫＡＮＡＳＨＩＲＯ　ＫＡＫＵＴＡＮＩ　ＭＩＧＵＥＬ　ＡＮＧＥＬ
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０６号
埼玉県比企郡小川町大字増尾452番地４
債務者　田中　　進
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３１号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1002番地55　アルテラス105
債務者　馬堀　　毅
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３５号
埼玉県行田市向町14番34号　カーサ・ミラＢ棟103号室、前住所埼玉県行田市長野１丁目26番３号
債務者　大澤　里美
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３５号
相模原市緑区中野282番地２　津久井コーポＡ205
債務者　永井　衣子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７７号
相模原市南区麻溝台８丁目15番２号　工藤荘２階
債務者　川野　勝司
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７８号
相模原市南区南台５丁目２番８―208号
債務者　上久保なつ恵
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９５号
相模原市南区磯部1190番地１　ヴィラ・エクセレント201
債務者　小川　裕子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９９号
相模原市緑区寸沢嵐2886番地41
債務者　黒木　亮太
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部